

第68回福島県入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日時 平成30年6月13日(水) 午後1時30分～午後3時30分

(2) 場所 杉妻会館3階 百合

(3) 出席者

ア 委員

伊藤宏(委員長)、小堀健太、今野泰、島田マリ子、新城希子、
高野宏之、高嶋亮、橘あすか

イ 県側

総務部長、総務部政策監、入札監理課長、入札監理課主幹兼副課長、入札監理課主幹、
農林総務課長、農林技術課長、土木部長、土木部次長、技術管理課長、建設産業室長、
出納局入札用度課主幹兼副課長、教育庁財務課主幹兼副課長、
警察本部会計課主幹兼次席、財産管理課主任主査、畜産課主幹兼副課長、
水産課主幹兼副課長、ロボット産業推進室主幹、施設財産室主幹

(4) 次第

1 開会

2 挨拶

(1) 総務部長挨拶

(2) 土木部長挨拶

3 議事

(1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(平成29年度分)

イ 総合評価方式の実施状況について

ウ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(平成30年2月～4月分)

(2) 審議事項

ア 特定JVを要件としたWTO対象工事の一般競争入札の結果について

イ 抽出案件について

(3) 各委員の意見交換

(4) その他

4 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから「第68回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

私は、入札監理課主幹兼副課長の大場久雄でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日、齋藤委員、佐藤委員におかれましては、所用により欠席となっております。

なお、本日の会議は、軽装での開催といたしましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

はじめに、井出総務部長からごあいさつを申し上げます。

【総務部長】

(総務部長あいさつ)

【入札監理課主幹兼副課長】

続きまして、杉土木部長からごあいさつを申し上げます。

【土木部長】

(土木部長あいさつ)

【入札監理課主幹兼副課長】

総務部長、土木部長につきましては、所用によりここで退席させていただきますので、御了承願います。

続きまして、4月1日付け人事異動に伴う新たな職員を紹介いたします。

総務部政策監 須釜泰一でございます。

【総務部政策監】

須釜でございます。よろしくお願いいたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

土木部次長(企画技術担当) 猪股慶藏でございます。

【土木部次長】

猪股と申します。よろしくお願いいたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

それでは、議事につきまして、伊藤委員長、よろしくお願いします。

【伊藤委員長】

はい、これより議事に入ります。よろしくお願いいたします。

まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。

本日は、報告事項3件、審議事項2件でございますが、公開で行いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なし)

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

【伊藤委員長】

はじめに、報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について（平成29年度分）」につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

【入札監理課長】

(「資料1」により説明)

【伊藤委員長】

はい、ありがとうございました。ただいま報告のありました件につきまして、質問等ございましたらお願いします。

【小堀委員】

小堀でございます。

1点だけ確認なんですけれども、6ページ目で御説明いただきました最低制限価格を下回ったところがあった案件というところで、舗装工事と塗装工事が比較すれば高いということで、33パーセントあるいは34パーセントというのは高いことが問題なのか、あるいは高い要因っていうものを何か把握されたり、分析されたりしているのであれば少し御説明していただければと思います。

【入札監理課長】

高い要因でございますが、舗装工事、塗装工事につきましては競争が激しいということで、こういった状況になっているかと思っております。あとは最低制限価格を下回った割合が多いというのは、やはりダンピングというか適正な価格での競争が行われていたのかということに関して問題があるかとらえております。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。なければ次に進みます。

次に、報告事項イ「総合評価方式の実施状況について」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課主幹】

(「資料2」により説明)

【伊藤委員長】

はい、ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、御質問がございましたらお願いします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。また御質問があれば後でも結構です。

それでは、次に、報告事項ウ「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について（平成30年2月～4月分）」です。事務局から説明をお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

（「資料3」により説明）

【財産管理課主任主査】

（「資料3」により説明）

【入札用度課主幹兼副課長】

（「資料3」により説明）

【伊藤委員長】

はい、ありがとうございます。ただいま報告がありました件について、質問等ございましたらお願いします。

大手ゼネコンがみんな18か月の指名停止というのは、公共工事に対してそれなりの影響があるんでしょうね。

【入札監理課長】

はい。後ほど資料4の方で説明しますが、1件につきましてはWTO案件で制限がかかったことにより、仮契約を解除している状況があります。

【伊藤委員長】

これは福島県だけの問題ではなくて、全国的な問題ですね。

何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に参ります。審議事項ア「特定JVを要件としたWTO対象工事の一般競争入札の結果について」です。事務局から説明をお願いいたします。

【入札監理課長】

（「資料4」により説明）

【伊藤委員長】

はい、ただいま報告がありました件について、質問があればお願いしたいんですが、この試行についての第61回委員会の審議は非公開となっております。ということで、第61回の審議について言及する際は御留意いただきたいと思います。

何か御質問ございますでしょうか。

先程課長から説明がありましたように、特定JVを参加資格要件にすると事前に業者間が相談をすとか調整をすとかということになって、そのことが談合等につながる危険性があるのではないかという慎重論もあったわけですが、特定JVが要件になっていれば大きなゼネコンと地元の業者がJVを組んでというパターンがたぶん多くなると思いますので、ただ、1者でも下請に地元を使うことは当然ありうるわけで、1者だからといって全部ゼネコンが一から十までやるわけではないわけですね。ただ、元請と下請という関係で県内業者が下請として参加するのとJVの一構成員として参加するのでは、ちょっと立場が違うということもあると思います。

いかがでしょうか、ただいまの報告につきまして。

品質については完成してから今後また御報告願うということですが、入札そのものについてはそんなに大きな変化はなかったというふうに理解してよろしいですか。

(異議なし)

【伊藤委員長】

これはいつまで試行期間ということに。

【入札監理課長】

品質の検証等が済んでから判断したいと思います。当面は試行ということです。

【伊藤委員長】

品質の検証等もした上で試行が取れるのか元に戻すのか改めて判断するということですね。

【入札監理課長】

そう考えております。

【伊藤委員長】

という扱いでございますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。御質問なければ次に行きたいと思います。

次は、審議事項イ「抽出案件について」です。テーマは、「復旧・復興プロジェクト事業の大規模施設建築工事（関連工事を含む）における入札状況」です。抽出された委員から抽出理由の説明をお願いいたします。島田委員、新城委員の順番でお願いいたします。

【島田委員】

私が抽出しましたのは整理番号17と整理番号31です。

整理番号17についてですが、資料を見ますと請負者の入札順位が5位、加算点が第1位で入札が決まった例として選びました。加算点の影響が非常に大きいということが挙げられまして、この計算値について、ある程度実績があった結果だったのかなという

理解もしましたが、もう少し工事結果としての品質としての評価点が過去のものとしてある程度加算される必要があるのかなという例として選びました。

整理番号31ですが、金額が少なくないということもありましたが、入札順位が3位、加算点が2位、逆転はしているのですが、普通は加算点が1位である者が優先的に選ばれる傾向がある中で、唯一、加算点が2位であったのに金額が低いということでかろうじて落札できたというまれなケースだったので選ばせていただきました。

【新城委員】

1番目の整理番号12と2番目の整理番号17を相互比較してみたいなと思って出させていただきました。先程、島田委員からもありましたが、加算点とか逆転現象ということが前回の委員会でも話題になりましたし、一度実際の表を検討してみたいなかなと思ひまして出させていただきました。同じ業者が入っていて年度の違う、所在地も違うところで確認しながら検討したいと思っております。それから、3番目の整理番号21は、随意契約ですが、あまり説明がされていなかったのので、説明をしていただきたいと思っております。そして、5番目の整理番号42、先程と別な観点からでしたが、JVの在り方について確認したいなと思ひまして、出させていただきました。

【伊藤委員長】

はい、ありがとうございます。

それでは、案件番号1、畜産課の案件について説明をお願いいたします。

【畜産課】

(「資料5」により説明)

【伊藤委員長】

ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【島田委員】

4ページの低価格入札の場合の評価値算出価格がどういう数値か教えていただけますか。

【入札監理課主幹】

表の中で、通常ですと入札額がありまして、例えば2番目の業者のところを見ますと入札額が1億9,700万円ということで、評価値算出価格はそのまま1億9,700万円と入るのですが、低価格入札の場合は、発注者側で予定価格から評価値算出価格というのを、算出方法は非公開なのですが、決めさせてもらいまして、低入札調査基準価格を下回ったものに関しては入札額ではなく、この場合ですと一番上の業者を見ますと、入札額が1億8,794万円ですが、1億8,822万6千円という評価値算出価格に置き換えられているということで、下の他の低価格入札業者も同じ価格に置き換えられ

ています。これは価格が低ければ低いほど加算点が有利になってしまいまして、また、ダンピングを助長しますので、歯止めをかけているというものでございます。

【伊藤委員長】

通常の価格競争ですと最低制限価格があるわけですね。予定価格と最低制限価格の中に入札した業者の中で1番低い業者が選ばれる。それで最低制限価格以下は当然選ばれないことになる。ところが、総合評価方式のときは最低制限価格がありませんで、一定の価格以下ですと低価格入札ということで、その低価格入札でも入札から排除されるわけではないんです。後でいろいろな条件が、品質がちゃんと保たれているとかの条件がありますけれども、そうすると、いわゆる価格競争でいう最低制限価格よりも低い価格での入札が行われるわけですね。どんどん低い価格で札を入れることができると。これがあまりにも低い価格で入札したとなると、工事品質の問題であるとかダンピングの問題であるとかで、いろいろ問題だから一定の基準よりも下のものは全部同じ金額にしましょうと。それで、一定金額以下のものについては価格競争における競争性は排除して、あとは総合評価方式の加算の部分だけで決めると。こういう仕組みなんです。

ですから、いわゆる価格競争だけではあり得ないことが、総合評価方式では出てくるので、歯止めを作って、ここの評価値算出価格というのにしましょうと。なので右側に低価格入札と書いてあるところが、全部同じ1億8,822万6千円になっているわけです。本当の入札額は左側に書いてあるように、それよりは若干低い金額になっていますよね。

御理解いただけただしょうか。

【島田委員】

ということは、これより低い価格では決まらないということですか。

【伊藤委員長】

業者が最初に入札した額で契約されるわけですね。

【入札監理課主幹】

そうです。もしこの低価格入札者が1位になれば、その入札額で契約することになります。ただし、低価格なので低入札価格調査という、本当にできるかどうかという調査をした後で契約ということですよ。

【伊藤委員長】

ですから、総合評価方式で順番を決めるときに仮に使われる価格だと御理解いただければいいと思います。

他いかがでしょうか。

【新城委員】

5 ページです。次のものも比較しながら見ていたので、多少そこに触れてしまうかもしれませんが、加算点の評価なんですけれども、まず教えていただきたいのは上の項目の方に「企業の技術力」、「配置予定技術者の技術力」等がありますが、企業の技術力というのは工事全般、全部変わらないということでしょうか。そして配置予定技術者の技術力はこの工事についての技術力なので、評価が変わっていくと理解してよろしいでしょうか。

それから、これは28年度ですが、28年度と29年度の案件で企業の地域社会に対する貢献度の配点が違うので、これは1年有効ということでしょうか。

それから、「入札参加者の所在地等の評価対象地域」であれば、ボランティア、消防団が加算されていくという理解でよろしいでしょうか。

【入札監理課主幹】

まず、企業の技術力、配置予定技術者の技術力といいますのは、施工能力につきましてはその工事ごとに決める同種類似工事の施工実績があるかどうかということで、点数を取れるか取れないかは工事ごとに違います。配置予定技術者の施工能力も同じです。そして、工事成績や優良工事表彰についても工種によって変わってきます。これは、公告の時にこういう工種に該当すれば点数をもらえますよということをお示ししています。

続きまして、配点が違うものにつきましては、平成29年度に一部配点の見直しをしました。5 ページには「東日本大震災等への対応」というのがありますが、こちらについては、災害復旧工事の方は浜通り地方を除いて着工がほとんど終わったということで、特別配点というところはなくなっております。その他は、「県内業者活用」と「入札参加者の所在地」は配点を一部見直しているということです。

あともう一つ、「入札参加者の所在地」以降の点数ですが、こちらの方は5 ページを見ますと、上から3行目、「地域要件」が県内、「入札参加者の所在地等の評価対象地域」が県中建設事務所管内となっておりますが、この管内であれば点数がつくということで、施工場所によって異なっております。

【伊藤委員長】

よろしいですか。

他いかがでしょうか。

【新城委員】

もう一つ。例えば、ボランティアとか、有効期限というんでしょうか、毎年調査するわけですか。

【入札監理課主幹】

ボランティア活動につきましては、過去3年連続行っていれば加点になるということで、落札候補者になった時に新聞記事とか何か地域の区長さんからの証明書とかそういうものを出していただいて確認するということになっております。

【伊藤委員長】

当該年度の過去3年ということですね。

【入札監理課主幹】

はい。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。またあれば、後でも結構ですので。それでは、次に、案件番号2の施設財産室の案件について説明をお願いいたします。

【施設財産室】

（「資料5」により説明）

【伊藤委員長】

はい、ありがとうございます。

この案件番号2につきまして、御質問ございましたらお願いします。

【新城委員】

今回、「働く女性応援」等が加点になったとお聞きしましたがけれども、例えばどういうことで加算されるのか。入札するとき欄があたりかと思うんですが、そういったところを教えていただければということと、それからもう1つ、たぶんこの委員会で前々回話題になったのではないかと思うんですが、「施工計画の適切性」ということで加点が多かったということですが、これは書き方というか文言というか、そういう的確な言葉を使って評価されたということによろしいでしょうか。

【入札監理課主幹】

まず、初めの御質問について、「働く女性応援」と「仕事と生活」につきましては、福島県の雇用労政課で企業の認証制度を作っております。その中で要件を満たした会社については認証されることになっております。その認証を受けている会社については得点になるということでございます。

【施設財産室】

後段でございます。施工計画の適切性につきましては、それぞれ技術的な観点からそれぞれ工種、工事の内容にもよろうかと思いますが、実際に施工計画を立てていただきまして、それぞれの項目について妥当性等を判断しながら採点をしているということでございます。

【伊藤委員長】

案件番号と1番と2番は両方とも電気設備で同じ業者が落としているわけですがけれども、大体同じような工事であっても発注者が別だから、工事の中身が同じなのかどうかはわからないと理解してよろしいんですかね。

【入札監理課主幹】

中身はどちらも建築工事に付帯する電気設備ということで、規模は違いますが工事の中身は同じようなものです。

【伊藤委員長】

電気設備のプロでもなんでもないので素人的な質問をさせていただきますけれども、建物に関する電気、要するに配線であるとかそういう関係のものですよね。施工計画にそんなに差が出るものなのですか。素人的な質問で申し訳ないのですがけれども、例えば、要するに非常に高い技術が必要な工事だったら施工計画等の違いは出るのかなと思うのですがけれども、建物の配線とか電気設備工事でそんなに大きな差が出るような工事なのでしょうか。

【入札監理課主幹】

企業の技術力の実際のところはわかりませんが、出てきた提案の中で、例えば工程計画ですと、ただ単に工程、この工種は何日かかる、こちらは1か月かかるという工程表だけを出してくる会社と、この工種は1日当たり何メートルできるからトータルでこのくらいかかりますとか、この工事ではクリティカルポイントとかポイントとなる工程に影響する工種はここということで制限するとか、ちゃんと検討して提案してくる会社とありまして、そういうところで差が出てきております。

【伊藤委員長】

ということは、結局書き方が問題なのかなという印象を受ける。要するにちゃんと指導されれば、どこの業者もそれなりに点数が取れるような施工計画を立てられる。つまり結果としては同じかもしれないけど、そのプロセスであるとか計算方法であるとか、ちゃんと丁寧に書いてある施工計画とそれが抜けてて結果だけ書いてある施工計画では、後者の方が点数が低いと。こういうことですよ、今の説明は。

【入札監理課主幹】

そのとおりでございます。昨年御審議いただいた際に、評価項目を詳しく公表すると点数差がつかなくなるということを申しましたが、確かにそういう気づく・気づかないという所もありますので、3月の審議の時に、もう少し評価する項目についてはある程度公表しましょうということで、制度を変えさせていただきますして、4月から適用しています。その影響がどう出るのかというのは、実施状況を見て検証していきたいと思っております。

【伊藤委員長】

案件番号1の技術提案についても同じようなことが多分言える部分があると思うんですけれども。

【入札監理課長】

今ほど説明したとおりですが、昨年度の委員会の意見を踏まえまして、例えば今ほどの話ですと、工程計画につきましては、今までは「工程計画」としてしか出してなかったのですが中項目を付けるようにして、「主要工種を書いてください」、「工程順序をちゃんと明記してください」ということを示すように見直したところであります。

【伊藤委員長】

これは、その効果が出る前の話ですね。

【新城委員】

そうしますと、一生懸命やられている企業が加点されるのは大事なことなのでいいんですが、例えば、ある企業はずっと加点ポイントが高く、また、そういうことに気付かない企業もあるというところを事務局としてどういう気持ちでいらっしゃるんでしょうかというのが1点。それから、できるだけ工事の地域にある企業に受注いただくということが議論されたのはこの前のことなので、まだ効果が現れてないかもしれませんが、いろいろな加算要素をできるだけ入れて少しずつ効果が現れると思いますので、この所在地の加算点はかなり有効になっている印象があるのか、その2点をお聞きしたいと思います。

【入札監理課主幹】

いつまでも変わらない企業もいるかと思いますが、企業に聞きますと、実際自分が積極的に落札に動かないものでも技術提案書を技術者に作らせて提案だけはして配点がどうなるか研究している業者も中には結構いらっしゃいます。価格だけで競争しようとしている会社もいまして、それぞれかなと。研究している会社はどんどん点数が増えているかと思います。早く勉強したいので入札結果を早く公表してくれという要望もいただいています。それは、自分が提案した点数がどうなったのか早く知りたいのでということです。

あと、地域要件につきまして、今回の2番目の案件ですね、相双方部は忙しいということがあるんでしょうけれど、相双方部からは1者しか応札していなくて、御覧のとおり他の管内の会社は「入札参加所在地」以降の点数がもらえていない状況ですので、もし地元の企業で工事の施工能力とか配置技術者の技術力とかがある会社が入れば、そちらが有利になるかと思います。

【伊藤委員長】

事後的にこの総合評価方式の評価結果は業者が知ることになるわけですか。

【入札監理課主幹】

はい。お出ししている資料は公表しています。

【伊藤委員長】

それでは、自分の出した施工計画の適切性が0点だっていうことは後で分かるわけですね。

【入札監理課主幹】

はい、分かります。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に参ります。案件番号3、施設財産室の案件について説明をお願いします。

【施設財産室】

（「資料5」により説明）

【伊藤委員長】

ただいまの報告につきまして御質問ございましたらお願いします。

2回入札しても1者応札だったということですね。1者だと競争性がないんで駄目で、随意契約に切り替えましたということですが、この随意契約が普通という指名競争入札的な感じですね。やっていることは、いろいろ条件を付して業者を16者選定して、声をかけて見積もりをお願いしたら、10者応じてくれてその中の1者が落札したと。

【入札監理課長】

1者応札だから駄目というわけではなくて、1者から応札がありましたが、提出書類に不備があつて無効とせざるを得ないというのが2回続いたものであります。

【伊藤委員長】

通常の場合、条件付一般競争入札の場合、応札者が1者のときで予定価格と最低制限価格の間に入札額で書類の不備がなかったら、1者応札でもOKにしているのですか。

【入札監理課長】

本県の場合、1者応札といえども、電子入札や郵便入札でやっているということで、競争性は働いているということでOKとしています。

ちなみに、東京都は一時期、1者応札は駄目としていましたが、今年の春、やっぱりそれでは問題があるということで有効にしています。

【伊藤委員長】

福島県は過去の事件がありまして、指名競争入札はやめて一般競争入札だけにしており、一般競争入札で2回駄目だったので随意契約に切り替えましたということですが、福島県は別として、普通、こういう場合の随意契約は複数の業者に声をかけて見積合せをするのではなくて、1者指名でやるのが、通常ですか。

【入札監理課長】

随意契約といえども、競争性を確保するために複数から見積書を取るのが通常だと考えています。

【伊藤委員長】

それは福島県のやり方。

【入札監理課長】

いえ、全国的にそうだと思います。

【伊藤委員長】

緊急の工事の随契は見積合せをしないで、1者指名でやるっていうことですか。

【入札監理課長】

そういう場合でも、複数から取ることが可能であれば、競争性を働かせるためには複数から取るのが基本的だと思います。

【伊藤委員長】

指名競争入札があるところでは指名競争入札でやりますよね。応札者がいなく落札できなかったという場合に、随意契約に切り替えるとき1者でやるのではないのですか。

【入札監理課長】

それについても、複数見積もりを取れるものは複数見積もりを取って、競争性を確保した上で随意契約をするという取扱いです。

【伊藤委員長】

そっちの方が望ましいのかもしれないですけど、指名競争入札でお願いして駄目だった場合に・・・また同じですよ。実態は指名競争入札に変わりなく、今、福島県は指名競争入札やっていないから、随意契約に競争性を持たせて実質指名競争入札的なやり方でやられているということですよ。

【入札監理課長】

複数見積もりによる随意契約は、実態としては同じと言えば同じ形にはなっています。

【伊藤委員長】

競争性を持たせた随意契約というふうに名付けていると。

【入札監理課長】

あくまでも、条件付一般競争入札を2回やった上でそれでも駄目なので地方自治法施行令の規定に従って随意契約をやっています。

【伊藤委員長】

質問ございますでしょうか。それでは次に案件番号4、ロボット産業推進室の案件について説明をお願いします。

【ロボット産業推進室】

(「資料5」により説明)

【伊藤委員長】

ただいまの報告について質問がありましたらお願いします。

【伊藤委員長】

何でこういう順番で業者が並んでるんだらうと思ったら、あいうえお順でもないし価格がばらばらだし、番号順になっているんですね。18ページに業者コードというのが書いてあって、コード若い順で表が作られているんですね。

なぜ聞くかという、総合評価方式でも価格競争だけでも価格順ならわかりやすいですよ。他を見るとコード番号が書かれていないんですが、あいうえお順でも価格順でもないし、どうやって表作られているか教えてください。

【入札監理課主幹】

総合評価方式評価結果などの表に点数を入れる段階では順位は分かりませんので、コード番号順となっております。

【伊藤委員長】

この表はこの委員会のために作っているのではなくて、評価するために作っているので、とりあえずコード番号順でやりましょうと。そうした方がいいことがあるのですか。価格順になっていたら評価する場合、何か支障ありますか。

【入札監理課主幹】

例えば、21ページの総合評価方式評価結果というのは、価格順は分からない段階で評価点を入れます。JVについてはコード番号を後付けするので、この段階ではコード番号は分かりません。来た順かもしれません。

【伊藤委員長】

だからJVの場合はコードが「7」から始まっているんですね。普通なら「1」から始まるのに。いつも表が見にくいと思っていたので、価格順になっていれば見やすいと思ったんですよ。

他、何かございますでしょうか。

【島田委員】

例えば21ページのボランティアとか、「地域要件と入札参加者の所在地により・・・」という評価のところがちんと点数が入っている場合と入っていない場合があり、管内・管外によって点数が入る入らないという判断になるんですか。常に高得点の業者さんというのはきちんと点数が入っているなというイメージがあったのですが、この業者ですとまったく点数が入っていない。

【入札監理課主幹】

例えば、1番上の業者は郡山の会社ですので、「地域要件と入札参加者の所在地・・・」以降に点数は入らないということになります。逆に県中地域の工事であれば点数が入ります。

【伊藤委員長】

この場合、地域要件は県内で、入札参加者の所在地等の評価対象地域は南相馬市になっていますよね。入札参加者の所在地の欄に点数がついている上の2つは相馬市で下が南相馬市ですが、それは大丈夫ですよ。

【入札監理課主幹】

これは2段階評価で、同じ市町村ですと点数が高くて、相双地域管内であればその下の点数になります。「入札参加者の所在地等の評価対象地域」の欄には1番上位点の場所を書いてあります。南相馬市ですと1段高い点数が入ります。1番下のJVが南相馬市なので3点、相馬市にある2者は2点ということになります。

【伊藤委員長】

ボランティアよりも右側は相双地域なら点数がつくと。だから、郡山とか福島はボランティアをしても点数がつかないと。

【入札監理課主幹】

はい。

【伊藤委員長】

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、最後の案件番号5の水産課の案件をお願いします。

【水産課】

（「資料5」により説明）

【伊藤委員長】

はい、ありがとうございます。ただいまの報告につきまして御質問ございますか。
地域外から入札するとかなりハンディがあるということですね。

【新城委員】

加算点のところですが、JVであればどちらかが当てはまればいいということですよ
ね。例えば、企業の技術力は大手のようなところについて技術力があると判断され、も
う1者地域の会社と一緒にあれば地域の要件のところに加算されるという理解でよろし
いでしょうか。

【伊藤委員長】

JVの点数のつけ方についてお願いします。

【入札監理課主幹】

JVの場合、あらかじめ協定書を作ってもらいますが、出資率が大きい方を代表企業
としており、その代表企業の技術力、実績等で評価しております。得点をもらえる方で
評価するのではなく、代表企業の方で評価します。

【伊藤委員長】

地域貢献も同じく、出資率が1番高いところですか。

【入札監理課主幹】

すべて代表企業です。

【新城委員】

例えば、3者によるJVであっても代表者ということですね。

【入札監理課主幹】

はい、そうです。

【島田委員】

代表でなければ、ボランティアをやっていても書けないということですね。

【入札監理課主幹】

書けません。

【伊藤委員長】

地域貢献で点数を稼ごうと思ったら、代表を地元企業にしないとイケない。

【入札監理課主幹】

そのとおりです。

【高野委員】

施工計画の適切性に関する評価結果で、12ページの表と28ページの表で、様式第2号附表ということで一緒なんですけれど、12ページは50点、50点の配点、28ページは25点が4項目ということで、50点50点でも25点4項目でも、様式第2号附表で統一されているという理解してよろしいのか。

それから、28ページで「様式第9号（その2）」の項目のところが配点が表示されないんですけれども、下の評点のところで点数が適切に反映されているのか確認させてください。

【伊藤委員長】

12ページと28ページの表を比べると、表は同じ種類のように見えますが表の作りが違くと。これは工事種別ごとに表が決まっているということですか。

【入札監理課主幹】

配点の違いにつきましては、12ページが簡易型、28ページが標準型ということで、配点が違います。

【伊藤委員長】

簡易型と標準型に違いで、工事種別の違いではないと。

【入札監理課主幹】

はい。

28ページの配点が表示されていないのは、25点の表示が消えているだけです。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。

抽出5件のうち4件が総合評価方式で逆転が起こっているのかな。逆転率は一番最初の「資料2」によると、29年度が43.8パーセントで、2件に1件近くが価格ではなくて総合評価のポイントで逆転している。ある意味、総合評価をやっている意味があると。まったく逆転がなければやってる意味がないのですが、どのぐらいの逆転率が適正かというのはなかなかちょっと難しいですね。ただ、8割9割になると、あまりにも総合評価方式の評価ポイントが高すぎて、価格競争がほとんど機能してないということになります。逆にあまり低いと価格競争だけでやった方がいいんじゃないの、手間暇いらんんじゃないのっていうことになるので、点数のバランスをどうするのかで逆

転するか否かが決まってくるわけですが、過去を見るとだいたい30パーセント台から40パーセント台という感じですね。

よろしいでしょうか。では、抽出案件全体について何かございましたらお願いします。

【小堀委員】

今のお話とリンクするんですが、価格競争が激化してくると加算点の評価の比重が高まってくる中で、配点の見直しとかその妥当性とか、その検証をしたり配点や項目を見直したり、そのPDCAはどういう仕組みで回していらっしゃるのか、確認できればと思ったところです。

【入札監理課長】

昨年度の委員会の御意見等を踏まえまして、施工計画の適切性の中項目の公表等は見直したところであります。後は、今年度、御承知のとおり低入札の対策として品質確保等の確実性の点数を入れたものですから、それによって価格の逆転率等にも影響が出てくるのかなと考えています。今年度の状況を検証しまして、必要があれば評価点がどのようなものがベストなのかということを見直していきたいと考えているところです。

【小堀委員】

大きくいうと入札監理課さんの中で見直しを行うという理解でよろしいですか。

【入札監理課長】

はい。

【伊藤委員長】

総合評価方式のいろんな項目に何点配点するかっていう問題と、それと価格とのバランスをどう考えるかっていう2つのバランスの問題がございますよね。なかなか難しいところですけど、一定の期間の実績を踏まえて定期的に見直しを考えていくことになると思いますけれども。例えば、社会貢献なんかは時代によってかなり中身に違いが出てきますよね。最近だとワークライフバランスとか、働く女性とか出てきましたし。これは県が決めているものに認定されてるかどうかってことですね。

【入札監理課長】

ワークライフバランスとか働く女性については県の認証をもって加点しております。

【伊藤委員長】

国がやっているのもありますよね。「くるみん」とか「プラチナくるみん」とか。あれはここには出てこないんですね。国のものが点数を取れるのなら、県のものについても取れるということですね。

【伊藤委員長】

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

次に、「各委員の意見交換」ということですが、何かございましたらお願いします。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。

それでは、「その他」ですが、委員の皆様からございますでしょうか。

なければ事務局の方からございますでしょうか。

【入札監理課主幹兼副課長】

今回の抽出案件のテーマ及び審議対象期間の決定並びに抽出チームの指名をお願いいたします。

【伊藤委員長】

ということですがけれども、委員の皆様から、こんなの見てほしいとか何かございましたらお願いします。

なければ、事務局の方からお願いしたいんですが。

【入札監理課主幹兼副課長】

それでは、事務局案でございますが、これまでは発注件数の大半を占めております一般土木工事や建築工事というものを検証してまいりましたので、今回の抽出テーマは、「発注件数の少ない工事種別の入札状況について」、対象期間は、「平成29年度」とし、抽出委員につきましては、「高野委員」と「高島委員」にお願いしたいと考えております。いかがでございましょうか。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。

発注件数が少ないというのは。

【入札監理課長】

発注件数は少ないのですが、毎年度出てきているものを抽出して見ていただければと考えています。今までの抽出案件を見ますと、どちらかというと、一般土木とか舗装とか、建築といった工事に集中して見ていただいていたので、そうではなくて件数自体は年間20件いかないようなものであっても毎年出てくるものについて、しっかり見ていただければなということで提案させていただいております。

【伊藤委員長】

資料1でいうと2ページ目の工種別というのがございますけれども、一般土木工事では860件というのもあれば、かなり少ない一桁、十数件、二十数件というのもござい

ますので、少なめのところだけでも、毎年出ているところを選んでということがございますね。

それでは、今、事務局からありましたとおり、抽出テーマは「発注件数の少ない工事種別の入札状況について」としまして、対象期間は「平成年29度」とします。抽出委員は「高野委員」と「高嶋委員」を指名いたします。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

【伊藤委員長】

では、事務局から他にございますでしょうか。

【入札監理課主幹兼副課長】

日程の調整をさせていただきたいと思っております。

委員のお手元に日程調整表をお配りしております。次回の委員会は8月下旬から9月上旬の開催を予定しております。御手数ですが、日程調整表を6月20日、水曜日頃までに事務局へ御提出いただきますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【伊藤委員長】

8月下旬から9月上旬の日程を1週間くらいの中に事務局に御提出願いたいと思います。日程調整については以上です。

他に何もございませんでしたら、本日の議事は終了とさせていただきたいと思います。

【入札監理課主幹兼副課長】

以上をもちまして、「第68回福島県入札制度等監視委員会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。